

訂 正 表

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『企業法務2級（取引法務）』（第3版）の記述の一部に誤りがありました。お詫びとともに以下のように訂正させていただきます。

刷	頁	訂正箇所	誤	正
初刷	20	本文上から5行目	～独禁法違反となりうる（一般指定13項～	～独禁法違反となりうる（一般指定12項～*
初刷	22	本文上から3行目	～（排他条件付取引）または13項～	～（排他条件付取引）または12項～*
初刷	45	図表1-1-8の「著作権」部分	○創作から死後50年（法人は公表後50年、映画は公表後70年	○死後70年（法人は公表後70年、映画は公表後70年
初刷	141	本文上から5～6行目	～①再販売価格の拘束（12項）、②拘束条件付取引（13項）、③抱き合わせ販売（10項）および④優越的地位の濫用の～	～①再販売価格の拘束（独禁法2条9項4号）、②拘束条件付取引（一般指定12項）、③抱き合わせ販売（一般指定10項）および④優越的地位の濫用（独禁法2条9項5号）の～*
初刷	143	本文上から12行目	～要求など。一般指定14項2号）、②取引の～	～要求など。独禁法2条9項5号ロ）、②取引の～*
初刷	143	本文下から12行目	～（「払込み制」など。一般指定14項3号）がある。	～（「払込み制」など。独禁法2条9項5号ハ）がある。*
初刷	143	本文下から9～7行目	しているので、一般指定14項2号に該当すると考えられる（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」（2017年6月16日改正）第4-1（1）参照）。	しているので、独禁法2条9項5号ロに該当すると考えられる。*（以下削除）

* 2010（平成22）年による改正で、「再販売価格の拘束」が独禁法2条9項4号になったことから、独禁法上の不公正な取引方法および一般指定の行為類型が16項から15項に変更しています。

※第3版初刷：令和2年3月31日発行

※アミ部分が新たに追加した訂正です。

●（初刷）140頁 図表1-2-1 ●独禁法上の不公正な取引方法および一般指定の行為類型
（下記の〔 〕内条文は独禁法2条9項を示す）

共同の取引拒絶 〔1号、6号イ〕 (1項)	その他の取引拒絶 〔1号、6号イ〕 (2項)	差別対価 〔2号、6号イ・ロ〕 (3項)	取引条件等の差別的取扱い 〔2号、6号イ・ロ〕 (4項)
事業者団体における差別的取扱い等 〔2号、6号イ・ロ〕 (5項)	不当廉売 〔3号、6号ロ〕 (6項)	不当高価購入 〔3号、6号ロ〕 (7項)	ぎまんの顧客取引 〔6号ハ〕 (8項)
不当利益による顧客誘引 〔6号ハ〕 (9項)	抱き合わせ販売等 〔6号ハ〕 (10項)	排他条件付取引 〔6号ニ〕 (11項)	
拘束条件付取引 〔6号ニ〕 (12項)	取引の相手方の役員選任への不当干渉 〔6号ホ〕 (13項)	競争者に対する取引妨害 〔6号ヘ〕 (14項)	競争会社に対する内部干渉 〔6号ヘ〕 (15項)

※図表タイトルの下線部分および図表の○部分が訂正箇所です。

※第3版初刷：令和2年3月31日発行